平成２８年（フ）第９号
秋田県大館市御成町２丁目16番27号シティーハイム藤原
債務者　栗盛佐知子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１２号
茨城県牛久市栄町１丁目56番地の３
債務者　榎　　宏朗
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第７号
茨城県神栖市柳川1620番地１
債務者　高島　一志
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１２号
群馬県みどり市笠懸町鹿85番地17
債務者　小野登美江
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１１４９号
千葉市稲毛区園生町390番地８　レオドリーム園生202号
債務者　小澤　輝高
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５０号
千葉市稲毛区園生町390番地８　レオドリーム園生202号
債務者　小澤　一恵
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３１号
千葉県市原市上高根1194番地18
債務者　森川　弘之
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４１号
千葉市中央区祐光２丁目11番12号　ＳＫマンション413号
債務者　浅川　仁志
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
千葉県船橋市丸山５丁目22番３―201号
債務者　赤井　直美
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０号
千葉県船橋市二和東５丁目34番14号　二和ＫＳハイツ201号
債務者　小川由紀子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
千葉県市川市市川３丁目22番９号　（セピア国府台203号）
債務者　田谷　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
千葉県市原市五井中央西１－７－７―1201、住民票上の住所千葉市美浜区真砂５丁目19番17号　ダイアパレス検見川浜305号
債務者　最所　枝理
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
千葉県市川市香取１丁目３番７号
債務者　小野　　真
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
新潟市西区小針８丁目19番17号
債務者　高山冨美子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
金沢市福久町ホ７番地１
債務者　川村　祥六
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
金沢市福久町ホ７番地１
債務者　川村　敏子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
金沢市福久町ホ７番地１
債務者　川村　　稔
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
金沢地方裁判所民事部